

新型インフルエンザ等対策業務計画

平成 27 年 3 月

青い森鉄道株式会社

目 次

第1章 総則	2
第1節 目的及び基本方針	
第2節 業務計画の位置付け等	
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制	4
第1節 新型インフルエンザ等対策の実施体制	
第1款 発生段階別の対策推進・危機管理体制	
第2款 新型インフルエンザ対策本部の構成及び役割	
第2節 関係機関との連携等	
第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項	6
第1節 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法	
第2節 感染対策の検討・実施	
第3節 国及び地方公共団体からの要請	
第4章 教育・訓練等	9

第1章 総則

第1節 目的及び基本方針

1. 目的

新型インフルエンザ等が流行した場合には、本人の感染、感染者の介護等により、当社においても多数の社員の欠勤が想定される。本計画は、発生前期から流行終息期までの各段階（発生段階）における実施項目を予め定めておくことで、お客さま、役員及び社員等の安全を確保しつつ、鉄道をはじめとする国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を継続し、当社の社会的責任を果たすことを目的とする。

2. 基本方針

- ① お客さま、役員、社員及びその他関係者の生命の安全確保を最優先事項とする。
- ② 国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を継続する。
- ③ 常に新しい情報を収集し、発生の段階や状況の変化に応じて臨機応変に対応する。
- ④ 発生に備えた事前の準備を周到に行い、職場における感染予防に取り組む。

第2節 業務計画の位置付け等

1. 本計画の位置付け

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号）第9条第1項の規定により、指定地方公共機関が都道府県行動計画に基づき作成が義務付けられている「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」とする。

2. 本計画の維持・運用

非常時においてより円滑に業務を進行するためには、被害軽減のための対策や本計画をはじめとする各種の具体的な対応計画の策定等の検討と社員に対する教育・訓練の実施、並びにそれらの実施結果に基づく継続的な見直しが重要である。

従って、平時において、新型インフルエンザ対策委員会を中心とした事前の準備、具体的な対応策の立案並びに業務計画を実行する組織体制を整備し、継続的に本計画を改善するように努める。

3. 想定するリスクの範囲

本計画では、内閣府が平成25年6月に策定した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の中で想定されている被害想定をもとに、リスクの範囲を次のとおり想定する。

名称	新型インフルエンザ (・中程度 …… アジアインフルエンザ程度を想定 ・重 度 …… スペインインフルエンザ程度を想定)
り患割合	全人口の 25%が新型インフルエンザにり患すると想定
医療機関受診者	約 1,300 万人 ～ 約 2,500 万人
入院患者数	・中程度の場合 …… 約 53 万人 ・重度の場合 …… 約 200 万人
致死率 / 死亡者数	・中程度の場合 …… 0.53% / 約 17 万人 ・重度の場合 …… 2.0% / 約 64 万人
流行期間	約 8 週間
ピーク期間	約 2 週間
社員のり患	① 国民の 25%が、流行期間 (約 8 週間) にピークを作りながら順次り患する。り患者は、1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤。り患した社員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し、職場に復帰する。 ② ピーク時 (約 2 週間) に社員が発症して欠勤する割合は多く見積もって 5%程度。ただし、社員自身のり患のほか、家族の世話、看護等のため出勤が困難となる者がいることを見込み、ピーク時には社員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

第1節 新型インフルエンザ等対策の実施体制

第1款 発生段階別の対策推進・危機管理体制

1. 対策本部の設置

- ① 社長は、国や地方公共団体が新型インフルエンザに係る次の宣言を発表した場合は、新型インフルエンザに対する会社の対応方針を協議するため、新型インフルエンザ対策本部を設置する。
 - ア 新型インフルエンザに関する発生宣言が発表され国内発生期に移行した場合。
 - イ 新型インフルエンザに関する流行警戒宣言又は感染症緊急事態宣言が発表され流行期又は大規模流行期に移行した場合。
- ② 社長は、前項にかかわらず、必要があると認める場合は、新型インフルエンザ対策本部を設置することができる。

2. 対策本部の解散

- ① 対策本部長は、国や地方公共団体が終息宣言を発表し流行終息期に移行した場合には、対策本部を解散する。
- ② 対策本部が解散された後において、新型インフルエンザへの対応に関し協議する必要がある場合には、新型インフルエンザ対策委員会において協議する。

第2款 新型インフルエンザ対策本部の構成及び役割

1. 対策本部の構成

- ① 対策本部長は、社長とする。
- ② 対策本部副本部長は、総務企画部長、営業部長及び運輸部長とする。
- ③ 本部員は、本社課長以上の職の者及び総務企画部総務課員並びに対策本部長が指定した者とする。
- ④ 事務局長は、総務課長とする。

2. 対策本部の役割

対策本部の役割は、次のとおりとする。

担当	主な役割・業務
本部長 (社長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部の指揮 ・ 対策本部の設置及び解散 ・ 発生段階ごとの対応策の決定 ・ 事業継続レベルの決定
副本部長 (総務企画部長) (営業部長) (運輸部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長の補佐及び本部長不在時の代理
運輸対策班長 (運輸課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業継続計画に基づく輸送業務の継続 ・ 輸送業務関係機関との調整
設備対策班長 (設備課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業継続計画に基づく設備業務の継続 ・ 設備業務関係機関との調整
指令業務対策班長 (指令室長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業継続計画に基づく指令業務の継続 ・ 指令業務関係機関との調整
駅業務対策班長 (営業企画課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業継続計画に基づく駅業務の継続 ・ 駅業務関係機関との調整
情報発信班長 (企画広報課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務計画、運行情報等お客さまへの情報発信
事務局長 (総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部の統括管理及び運営 ・ 新型インフルエンザ情報収集及び周知 ・ 感染防止必要備品の準備及び配備

第2節 関係機関との連携等

1. 連携方法

- ① 新型インフルエンザ等対策業務実施に当たり連携が必要となる関係機関をリストアップする。
- ② 社内における情報共有ルールの構築、関係会社との連絡先の共有、協力体制等を定める。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

第1節 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

1. 事業継続方針

国内基準における各段階への移行状況や沿線における発生状況を踏まえ、社員の欠勤状況をもとに検討する。

- ① 新型インフルエンザまん延時においても継続すべき重要業務、縮小・休止を検討する業務等、業務の優先順位を分類する。
- ② 出勤率が低下した場合の業務の継続方法を策定する。
- ③ 感染リスクを低下させるための業務実施方法（業務の重点化、出張や対面の会議の中止）を策定する。

2. 要員計画

新型インフルエンザの発症状況に応じた、業務（鉄道運行等）の実施に必要なとなる要員を確保し対応する。（最大欠勤率を40%とする。）

3. 業務計画

各部門における業務の優先順位及び欠勤率に応じた業務実施計画を策定する。

- ① 部門ごとの業務優先順位を確立する。
- ② 優先順位付けをした業務に対し、必要要員数を定め欠勤可能人数を算定する。

4. 情報提供

ホームページ、電光掲示板、掲示、放送案内等によりお客さまに情報提供をする。

5. 新型インフルエンザ対策の推進

- ① 平常時において新型インフルエンザ対策を推進するため、新型インフルエンザ対策委員会を設ける。委員会は定例会と臨時会の2種類とし、定例会は年1回、臨時会は委員長が必要と認めたときに開催する。
- ② 新型インフルエンザ対策委員の構成は、下記のとおりとする。
 - ア 委員長は、社長とする。
 - イ 副委員長は、総務企画部長、営業部長及び運輸部長とする。
 - ウ 委員は、本社課長以上の職の者及び総務企画部総務課員とする。
 - エ 事務局長は、総務課長とする。

第2節 感染対策の検討・実施

1. 対策項目

発生段階別の対策項目については、次のとおりとする。

発生段階	対策項目
① 未発生期	ア 新型インフルエンザ対策委員会を開催する。
② 海外発生期	ア 現時点において実施可能な対策を速やかに実施する。 イ 国内発生早期以降における感染予防及び事業継続に関する基本的対応の策定を済ませ、社員等その他必要な者に周知する。 ウ 海外において新型インフルエンザが発生した場合、1～2週間のうちに世界中に感染が拡大するといわれていることから、 <ul style="list-style-type: none"> ・国や自治体等からの確実・迅速な情報収集に努める。 ・国内発生早期以降において、速やかに感染予防及び事業継続に関する対応が実施できるよう準備する。
③ 国内発生早期	ア ひとたび新型インフルエンザが国内発生した場合、急速に感染が拡大する恐れがあることから、国や自治体等からの確実・迅速な情報収集に努め、感染防止に必要な対応を実施する。 イ 社員等が感染した場合や感染したお客さまが利用した場合、さらに国内感染期（感染拡大期・まん延期）となった場合において、速やかに感染拡大防止及び業務の継続又は縮小、一時停止が実行できるよう準備する。
④ 国内感染期 (感染拡大期・まん延期)	ア 感染したお客さまや社員等に適切に対応するとともに、業務の縮小、一時停止や社員等の出勤制限を実施する等、感染拡大防止に必要な対応を実施する。 イ 一方で、社会機能維持者として可能な限り鉄道事業を継続するための必要な対応を実施する。
⑤ 小康期	ア 優先度の高い業務から順次再開できるよう努める。 イ 小康状態になった場合においても、再燃に備え、感染防止策は継続して実施する。

2. 感染対策

職場における感染対策として、次のとおり実施する。

- ① 発熱・咳等のある社員の出勤停止

- ② 発症者の救護、手指消毒設備の設置、マスクの着用等
- ③ 濃厚接触者への職場の対応
- ④ 海外渡航者への対応
- ⑤ 来客者等への感染対策（社屋内清掃消毒等）

3. 備蓄品及び備蓄方法

社内各職場における感染予防及び拡散防止を目的とした品目を備蓄し、保管方法、使用基準及び補充方法について定める。

4. お客さま等への対策

お客さま等への対策として、次のとおり実施する。

- ① お客さまに対し、咳エチケット広報や情報提供等を行う。
- ② お客さまを含む当社施設利用者に対し、駅及び車内での放送や掲示等による啓蒙活動を行う。
- ③ 地方公共施設及び行政機関と綿密な連携を図る。

第3節 国及び地方公共団体からの要請

1. 緊急物資の運搬

国及び地方公共団体から食料等の緊急物資の運送の要請があった場合は、適切に実施できる体制を確保する。

第4章 教育・訓練等

1. 教育・訓練

- ① 役員及び社員等に対する教育・訓練の計画、実施
 - ア 新型インフルエンザ等の基礎知識、基本的な感染対策（発熱・咳等のある社員の出勤停止、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策、外出自粛等の公衆衛生対策等）等の教育の実施に努める。
 - イ 新型インフルエンザ等の発生に備えた対策訓練の実施に努める。
- ② 国、地方公共団体、指定（地方）公共機関及び同業他社等と連携した訓練の計画、実施
 - ア 新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するよう努め、その他訓練と有機的に連携させるよう配慮するものとする。

2. 計画の見直し

- ① 訓練等を踏まえた計画の見直し及び国等が提供する情報による適宜見直し
 - ア 適宜この計画の内容につき検討を加え、必要があると認められる場合には変更するものとする。